

四日市市告示第 328 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 7 年 4 月 17 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

大井の川町 2 丁目地内における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 7 年 4 月 16 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、四日市市より大井の川町 2 丁目 4 番地先において土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、四日市市道 大井の川海山道線において、三重県企業庁北勢水道事務所が制水弁設置工事の建設発生土について土壤調査を実施したところ、「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、工事予定地内では、過去に「砒素及びその化合物」の使用履歴はなく、土壤汚染の原因は不明です。

< 土壤調査結果（溶出量） >

物質名	最大検出濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準
砒素及びその化合物	0.019mg/L (1.9倍)	0.01mg/L

※汚染が発見された場所は現在、覆工板が設置され、雨水浸透防止措置が講じられています。

3. 事業者における今後の対応

- ・ 工事に伴う掘削は、主に止水性を有する土留め工法（補助工法を含む）により行います。一部、止水性を有する土留め工法を適用できない箇所については、掘削穴内に流入する地下水全量をポンプにより汲み上げ、これを適切に処理することで地下水汚染を防止します。
- ・ 建設発生土は、汚染土壌として適切に処分します。

4. 四日市市の対応方針

- (1) 4 月 17 日に現地確認を行います。
- (2) 土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

5. 届出内容の問い合わせ

四日市市 都市整備部道路管理課 電話：059 - 354 - 8210

[工事に関するお問い合わせ先]

工事発注者：三重県企業庁 北勢水道事務所

施設整備部 建設 2 課 電話：059-351-1573

(環境部環境政策課)

位置図



平面図

S=1:250



工事名	内径500mm制水弁設置工事 (二期前期・大井の川)		
図面名			
年月日			
尺度	図示 (A1出力時)	図面番号	
会社名			
事務所名	三重県企業庁北勢水道事務所		